

北九州市地域防災計画 令和4年度修正素案

主な修正点について

■北九州市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、北九州市防災会議が作成する計画であり、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策の基本的な事項を定める。毎年検討を加え、国や県の計画の修正や近年の災害を受け、必要があると認められるときは修正を行う。

■主な修正項目

1 国の防災基本計画の修正に基づく修正

- (1) デジタル技術などの活用に関する修正
北九州市 DX 推進計画を踏まえ、効果的・効率的な防災対策を行うため、計画の基本的な考え方の中に、デジタル技術などを活用して取り組むことについて記載した。
【第1章第3節】
- (2) 安否不明者の氏名等公表に関する修正
福岡県が策定した「災害時における人的被害の公表要領」に基づき修正した。
【第3章第26節】

2 法律の改正に伴う修正

小規模河川洪水浸水想定区域に対する避難情報の発令に関する修正
水防法改正に伴い、福岡県が新たに洪水予報河川・水位周知河川以外の1級・2級河川（小規模河川）の洪水浸水想定区域図を作成したため、本市の避難情報発令基準を修正した。
【第3章第19節】

3 本市の取組み等を踏まえた修正

- (1) 自然災害伝承碑を通じた普及に関する修正
災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくことで、防災意識の普及を図ることについて記載した。
【第2章第20節】
- (2) 物資調達・輸送調整等支援システムに関する修正
国と地方公共団体間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化するシステムについて記載した。
【第2章第31節】
- (3) 災害時の企業との覚書締結に関する修正
本市とイオンモール株式会社の間で締結した、「災害時等における施設等の使用に関する覚書」について記載した。
【第2章第27節】
- (4) 被災者台帳の整備に関する修正
大規模災害時に被災者の援護のために作成する被災者台帳について記載した。
【第4章第5節】

デジタル技術などの活用に関する修正

国の防災計画において災害対応業務のデジタル化の推進が示されている。本市においても、デジタル化の推進による効果的・効率的な災害対応を実施するために下記のシステムを導入している。

①北九州市総合防災情報システム



②物資調達・輸送調整等支援システム



③被災者台帳システム



第1章第3節

北九州市総合防災情報システム

近年の激甚化、頻発化する災害に備えるため、令和3年度に新システムを構築し、令和4年4月1日から本格的に運用を開始した。

このシステムは、災害対応に必要なとなる気象情報や雨量、河川の水位等の情報を収集するとともに、市民からの通報や被害の発生状況等を管理して、災害対策本部における意思決定支援を行うためのシステムである。

①災害時に必要な情報を一元的に共有

災害対応に必要な気象情報や雨量・水位をはじめ、リアルタイムで更新される通報状況や被害状況（写真・動画）などを地図上で一元的に管理することが可能。



②災害対策本部機能の強化

情報共有を円滑に行うため、電子黒板、マルチモニター、情報共有テーブルを連携。

インターネットに公開されている気象ホームページ等を映し出すほか、関係機関とウェブ会議も可能。



③ホームページ「防災情報北九州」のリニューアル

市民向けの防災ホームページをリニューアルし、防災関連情報を提供。

河川の水位、雨量、避難情報、避難所の開設・混雑情報などがリアルタイムで確認できる。



第1章第3節

安否不明者の氏名等公表に関する修正

令和3年7月に静岡県熱海市伊豆山で発生した土石流災害において、特定の地域で多くの方の所在が分からない状況となる中、静岡県では、個人情報保護との関係を整理した上で安否不明となっている方々の名簿を公表することにより、人命の救助活動の効率化・円滑化につながった。

これを受けて、福岡県では「災害時における人的被害の公表要領」を改正したため、本市においても同様の取り扱いを行う。

<p>安否不明者 行方不明者</p>	<p>原則公表 ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがある場合には公表しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公表内容：氏名、年代、現住所 2. 公表時期：発災後概ね48時間以内を目標 <p>※ 災害発生後一定期間経過しても安否不明者が発見されない場合には、安否不明者を行方不明者として取り扱う。</p>
<p>死者</p>	<p>原則公表 ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがある場合には公表しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公表内容：氏名、年代、現住所、発見場所、発見日時 2. 公表時期：県、市町村、警察で調整

※安否不明者：災害が発生した地域で所在不明となっている者

※行方不明者：災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者

第3章第26節

小規模河川洪水浸水想定区域に対する避難情報の発令に関する修正

従来の取り組み

水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川を対象に、国と県が洪水浸水想定区域図を指定・公表済み。

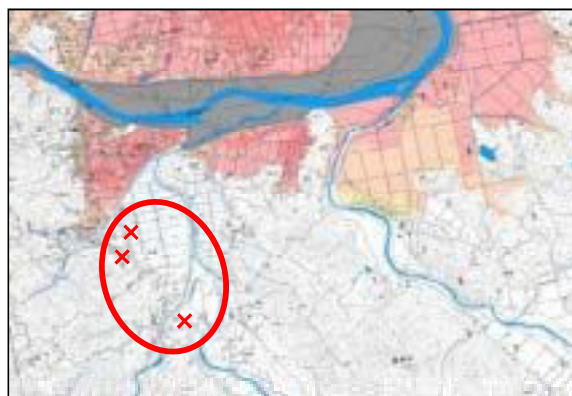
※洪水予報河川…流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川

※水位周知河川…洪水予報河川以外で洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川

小規模河川の氾濫

洪水予報河川及び水位周知河川以外の1級・2級河川（小規模河川）で氾濫による被害が全国で頻発した。

⇒小規模河川の浸水リスクが周知できていないことが課題となる。

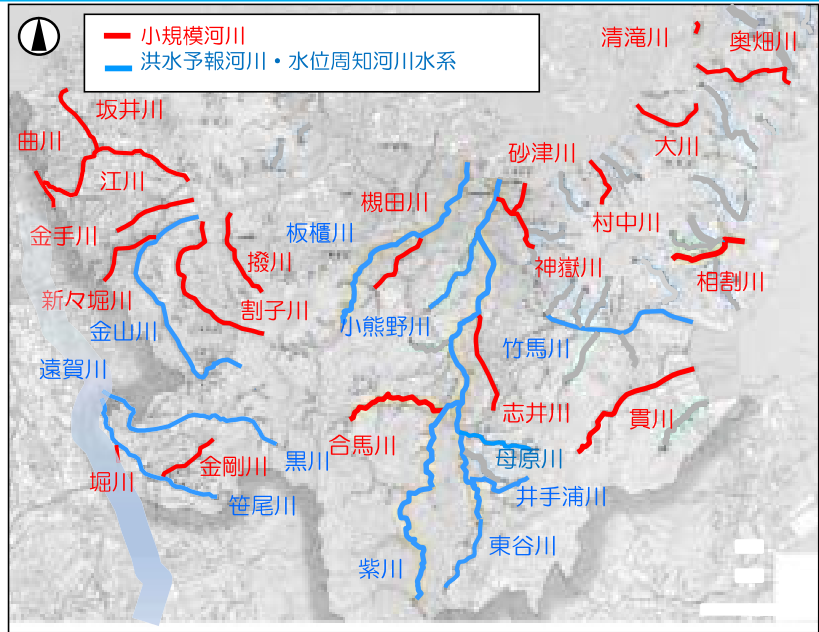
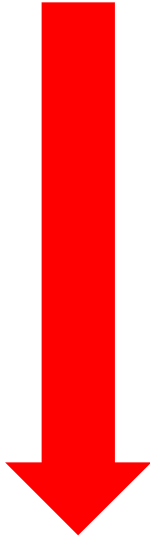


令和元年台風19号小規模河川における被害箇所
(阿武隈川水系阿武隈川洪水浸水想定区域図)

第3章第19節

令和4年5月

水防法改正により、浸水リスク情報の空白地帯の解消を目的に、県が新たに小規模河川の洪水浸水想定区域図を公表した。



修正の内容

第3章第19節

- ①小規模河川の洪水浸水想定区域を避難情報の発令対象地域に追加
 - ②避難情報の発令基準を修正
- ※今後の予定…ハザードマップ更新により浸水リスク情報を周知

自然災害伝承碑を通じた普及に関する修正

国土地理院では、令和元年から災害教訓の伝承に関する地図・測量分野からの貢献として、過去の自然災害に関する石碑やモニュメントなど「自然災害伝承碑」を地形図等に掲載している。本市における過去の自然災害の教訓を市民に対し適切に伝えて、教訓を踏まえた的確な防災行動につなげることにより被害の軽減を目指す。



碑名	水害殉難者之碑
災害名	昭和28年西日本水害 (昭和28年6月28日)
所在地	北九州市門司区風師2-10
伝承内容	昭和28年(1953)6月28日、梅雨前線の影響による豪雨で、旧門司市街地の背後に連なる風師山、戸ノ上山系の山々が相次いで山腹崩壊を起こし、土石流となって市街地に襲いかかり、旧門司市内で143名が死亡した。白木崎一帯では、土石流で一瞬のうちに37人の尊い命が失われた。

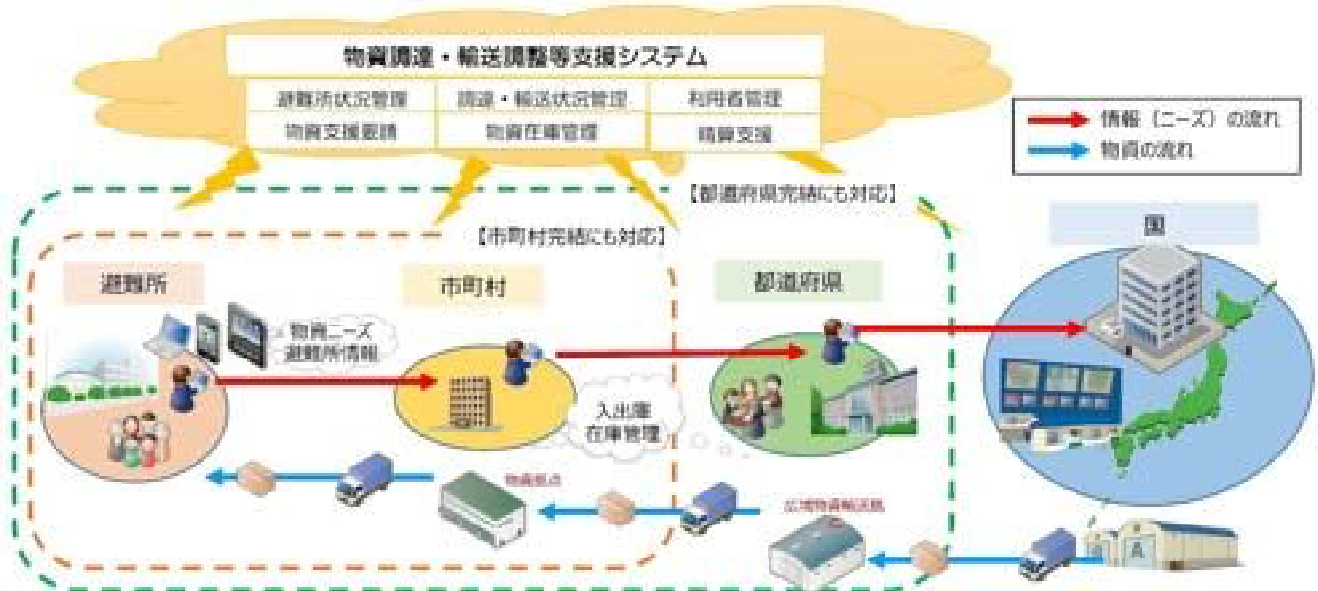
出典: 国土地理院HP

第2章第20節

物資調達・輸送調整等支援システムに関する修正

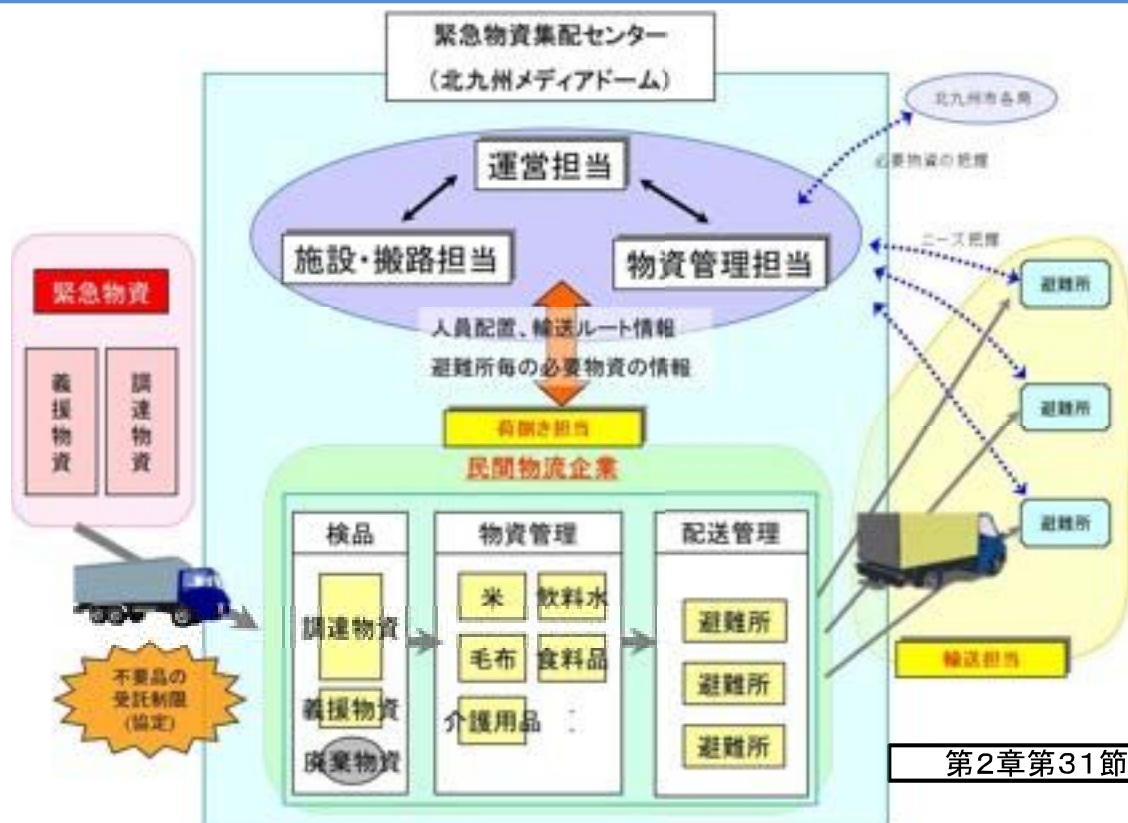
物資調達・輸送調整等支援システム（国）

これまで電話・FAX等のやりとりが中心であった災害時の物資調達・輸送に関して、同システムを導入することで物資拠点や避難所の物資情報（ニーズ、調達・輸送状況等）を国・都道府県・市町村で共有でき、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのもの。



第2章第31節

本年3月に「物資調達・輸送調整等支援システム」を実際に使用し、救援物資等の搬入・荷捌き・配送までの一連の流れを北九州市総合防災訓練で実施する。



第2章第31節

被災者台帳の整備に関する修正

【被災者台帳】

災害対策基本法（第90条の3）により「市町村長は、（略）被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳を作成することができる」とされている。

大規模災害時には、援護漏れや二重支給が発生しやすいため、被災者台帳システムを使用し、市が保有する情報（住民基本台帳や家屋課税台帳）と被災状況を突合させ、的確な援護を実施し、市民・市職員の負担を軽減することとしている。

◎本市が被災者台帳に記録する事項

（住民基本台帳からの情報）

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・現住所

（家屋課税台帳からの情報）

- ・現況物件住所
- ・所有者氏名、住所
- ・用途
- ・構造
- ・屋根
- ・床面積

（発災後に記録する情報）

- ・罹災証明書の交付状況
- ・被害状況
- ・支援の実施状況

